

～不妊治療費を助成します～

阿蘇市では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）及び一般不妊治療（人工授精に限る）の治療を行った夫婦を対象に、不妊治療費のうち保険適用とならない費用の一部を助成します。

ただし、文書料・食事代・差額室料代・物品代・栄養補助食品代等の不妊治療に直接係らない費用は助成の対象となりません。

1 対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 不妊治療を開始した時点で婚姻をしている方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）。
- (2) 夫婦のいずれか一方が助成金の交付申請の日において、阿蘇市に一年以上住所を有すること。
- (3) 特定不妊治療は、熊本県特定不妊治療費助成事業（以下「県事業」といいます。）の要件のうち、所得要件を除いた項目に該当すること。
（※阿蘇市の助成には所得要件はありませんので、所得要件で県事業が受けられなかった方も申請できます。）
- (4) 夫婦の一方が、専門医が所属する医療機関で不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。
- (5) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、出産するものは除く。
- (6) 治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること。
- (7) 助成金の交付申請の日において、対象者及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (8) 医療保険各法の保険に加入していること。
- (9) 他の市町村から助成対象の治療費に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。

2 助成内容

(1) 助成額

【特定不妊治療】

県事業に該当された方には、特定不妊治療費から県事業の助成額を控除した額を助成します。ただし、次のとおり限度額があります。

- ① 1回の治療につき10万円を上限とします。

ただし、治療ステージC及びFの治療の場合は、5万円を上限とします。

- ② 特定不妊治療に合わせて行った男性不妊治療は、1 回につき 10 万を上限とします。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

◎治療ステージ

A	新鮮胚移植を実施
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために 1～3 周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

※採卵に至らないケースは助成対象となりません。

※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は対象となります。

【一般不妊治療】

人工授精に要する費用（保険適用外）で、年度内 5 万円を上限として助成します。

(2) 助成回数

【特定不妊治療】

当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満である時は通算 6 回とし、40 歳以上である時は通算 3 回とします。令和 3 年 1 月 1 日以降の治療終了分から、出産または 12 週以降の死産をした場合、これまでの治療回数をリセットします。（県事業に準じます。）

【一般不妊治療】

一会計年度 5 万円を上限として助成します。

3 申請に必要な書類

- (1) 阿蘇市不妊治療費助成金交付申請書
- (2) 阿蘇市特定不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書（県事業の写しでも可）
又は阿蘇市一般不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書
- (3) 不妊治療費の領収書及び明細書の写し
- (4) 続柄が記載された夫及び妻の住民票
（夫婦ともに阿蘇市に住民票がある場合は不要）
- (5) 戸籍抄本その他婚姻関係を証明できる書類
（夫及び妻が同一世帯に属さない場合、初回申請をする際に限る）

- (6) 阿蘇市不妊（不育症）治療費助成事業事実婚関係に関する申立書
（事実婚関係にある夫婦の方に限る）
- (7) 夫及び妻の健康保険証の写し
- (8) 市税等の滞納のない証明（阿蘇市役所内で、無料で証明を受ける方法もあります。）
- (9) 熊本県事業に該当の場合、熊本県特定不妊治療費助成事業承認通知書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

4 申請期限及び申請先

治療が終了した日の属する月の末日から起算して一年を経過する日までに、一の宮保健センターに申請してください。

印鑑及び助成決定後の助成金振込先がわかるものをご持参ください。

5 不妊専門相談は下記の場所でお受けしています

熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）

電話：096-381-4340

住所：熊本市長嶺南2丁目3番3号

（参考）

県内の指定医療機関（令和3年4月1日現在）

医療機関名	住所	電話番号
熊本大学病院	熊本市中央区本荘1丁目1番1号	096-344-2111
福田病院	熊本市中央区新町2丁目2番6号	096-322-2995
伊井産婦人科病院	熊本市中央区大江本町8-15	096-364-4003
片岡レディースクリニック	八代市本町3丁目3-35	0965-32-2344
森川レディースクリニック	熊本市中央区水前寺6丁目31番1号	096-381-4115
ART女性クリニック	熊本市中央区神水本町25番18号	096-360-3670
ソフィアレディースクリニック水道町	熊本市中央区水道町9番5-1号	096-322-2996

※県外の医療機関の場合、その県において特定不妊治療助成対象施設として指定された施設を対象とします。

【お問い合わせ】

阿蘇市 健康増進課

母子保健係（一の宮保健センター）

電話 22-5088

お知らせ端末 55-5088